

複数年にわたる委託契約へのスライド条項  
(賃金水準の変動を反映した契約金額の変更) の適用について

本説明書は、複数年にわたる委託契約へのスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）の適用について、賃金水準の変動による契約金額の変更額（以下「スライド額」という。）の算定方法や五所川原市及び受託者間における協議の進め方等について、受託者の方向けに整理したものです。

1 適用対象契約等

適用対象契約		<p>(1) 五所川原市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に係る事務取扱要領第2条第2項第1号及び第2号に該当する契約</p> <p>(2) (1)と同種の業務の契約で、債務負担行為を設定した契約ただし、<u>基準日以降、残りの履行期間が2ヶ月以上ある契約に限る</u>（基準日及び残りの履行期間の定義は下記4で定めるとおり）。 ※対象となる契約は、入札公告等に対象契約であることを明記します（下記2参照）。</p>
契約金額の変更方法	対象	履行開始日から12ヶ月経過した基準日以降の残委託業務量に対する直接人件費
	請求者の負担	残契約金額の100分の1（1%）

2 入札公告等における明示方法

制度の対象となる契約は、競争入札・プロポーザル方式等の実施による公告・指名通知及び見積徴取（以下「入札公告等」という。）の際に、次の①～④の方法で、入札公告等に対象契約であることを明記するとともに、特記仕様書においてスライド額の算出方法等を明示します。

**※入札公告等に対象契約である旨の明示がない場合は、本制度の対象とはなりません。**

- ①入札公告等に「本契約は、複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約である。」といった文言を記載
- ②入札公告等に「入札にあたっての注意事項」（別紙1）を添付
- ③仕様書に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」（別紙2。以下「スライド特記仕様書」という。）を添付  
※このスライド特記仕様書により、スライド額の算出方法、どのような基準（連動する賃金指標等）で契約変更を行うかを入札（見積）条件として明示（下記4参照）
- ④契約書案に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項」（別紙3。以下「スライド条項」という。）を添付

### 3 契約締結時の注意点

- ①契約締結の際には、契約書に「スライド条項」(別紙3)を添付します。
- ②契約締結時に、直接人件費・直接物品費・業務管理費・一般管理費等の額を記載した契約金額内訳書(別紙5)を提出していただきます。

### 4 スライド額の算出方法

契約締結時に受託者から内訳書を提出いただき、当該内訳書を基にスライド額を算出します。

履行開始日から12か月経過した基準日時点の、最低賃金をもとに計算した未履行分の変動後委託料から、未履行分の委託契約金額を差し引いた金額、及び未履行分の委託契約金額に「1%」を乗じた請求者負担分を差し引いた金額を変更金額「スライド額」とします。

※人件費の算定については、青森県最低賃金を用いることとし、履行開始日時点の最低賃金と、変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とする。複数回行なう場合は、当該基準日時点の最低賃金と、前回基準日での最低賃金とを比較した変動率を乗じた値を上限とする。  
なお、請求日及び基準日等の定義は以下のとおりとします。

- ・請求日…スライド変更の可能性があるため、市又は受託者が契約金額の変更の協議(以下「スライド協議」という。)を請求した日。
- ・基準日…原則、請求月の1日とする。最低賃金の変動率等を算出する基準となる日。
- ・残りの履行期間…基準日以降の履行期間とする。

#### ※スライド額算出にあたっての留意事項

- ・スライド請求を複数回行なう場合におけるスライド額の算出も上記と同様に行い、その場合、基準日における契約金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとします。
- ・基準日は、請求日とすることを基本とします。また、請求日から起算して14日以内で、市と受託者が協議して定める日とすることも可能とします。
- ・消費税及び地方消費税の相当額の計算時に生じた1円未満の端数については切り捨て処理を行い、最低賃金変動率・諸経費率の計算時には小数点以下第8位を四捨五入し、それ以外(変動額、請求者負担等)の計算時に生じた1円未満の端数については四捨五入処理をします。

【例】最低賃金変動率：1.02987654…⇒1.0298765 (※小数点以下第8位を四捨五入)

変動額：123,000.4…円⇒123,000円 (※1円未満を四捨五入)

【計算例】

仮想〇〇業務（令和5年4月1日履行開始、3年（36ヶ月）長期継続契約、月払い）

内訳書内容

区分	金額	備考
直接人件費	5,000,000	直接業務に従事する者に係る給与
直接物品費	100,000	直接業務に従事する者が業務を行うのに必要な物品を消費することによって発生する費用
業務管理費	300,000	業務を実施するうえで、現場業務を管理運営するために必要な上記項目以外の費用
一般管理費等	600,000	企業を維持経営していくために必要な上記項目以外の費用で、一般管理費及び営業利益
計（税抜）	6,000,000	応札額 18,000,000円（6,000,000円×3年）
（消費税額）	600,000	消費税総額（1,800,000円）
合計	6,600,000	契約（委託）金額（年額）
総額	19,800,000	契約（委託）金額（総額）

■1回目スライド（基準日R6.4.1） 未履行分 2年（24ヶ月）

・青森県最低賃金 R5（10月） 898 円 ⇐ R4（10月） 853 円  
 変動率 1.052755 少数第8位を四捨五入

直接人件費	5,263,775	5,000,000×1.052755（最低賃金変動率）
直接物品費	100,000	
業務管理費	300,000	
一般管理費等	600,000	
計（税抜）	6,263,775	
（消費税額）	626,377	
合計	6,890,152	
変動後未履行委託料金額（税抜）	6,263,775	
変動前未履行委託料金額（税抜）	6,000,000	（税込価格 6,600,000円）
請求者負担分	60,000	変動前未履行委託料金額（税抜）×1.0%
変更額	203,775	スライド額
（消費税額）	20,377	

上記について未履行分2年分（24ヶ月）増額変更する。

R6年度・R7年度各年度 224,152 円（税込）増額 年額 6,824,152 円

■2回目スライド（基準日R7.10.1）※年度途中で申請があった場合

履行分（月） 6 月  
 ・青森県最低賃金 最新賃金 953 円 ⇐ 前回基準額 898 円  
 変動率 1.0612472 少数第8位を四捨五入

R7年度履行分（4月から9月まで6月分）

委託料月額（税抜）	516,984	4月分（端数を初回月で支払い）
R6契約金額（スライド後）	516,981	5月分から3月分
履行分	3,101,889	9月分まで支払済み
（消費税額）	310,188	
未履行分（税抜）	3,101,886	6ヶ月
（消費税額）	310,189	

R7年度未履行分（10月分から6月分）

区分	金額	備考
直接人件費	2,793,083	5,263,775×6/12×1.0612472（最低賃金変動率）
直接物品費	50,000	100,000×6/12
業務管理費	150,000	300,000×6/12
一般管理費等	300,000	600,000×6/12
計（税抜）	3,293,083	
（消費税額）	329,308	
合計	3,622,391	
変動後未履行委託料金額（税抜）	3,293,083	
変動前未履行委託料金額（税抜）	3,101,886	（税込価格 3,412,074円）
請求者負担分	31,019	変動前未履行委託料金額（税抜）×1.0%
変更額	160,178	スライド額
（消費税額）	16,017	

R7年未履行分 176,195 円（税込）増額 未履行分総額 3,588,270 円

## 5 スライド額の協議（別添「スライド協議フロー図」参照）

### （1）事前打合せ【市及び受託者】

対象契約について、スライド協議の請求可能日の1か月前（履行開始日から11か月経過後）を目途に、市と受託者で事前打ち合わせを行い、事前に試算したスライド額や今後の手続きの進め方をご確認いただき、（2）以降の手続きに係る準備を進めていただくようお願いします。

### （2）スライド協議の請求【受託者】

スライド協議の請求は、履行開始日から12か月（2回目以降は前回スライド基準日から12か月、以下同じ。）経過後から可能です。請求可能日になりましたら、できるだけ早くスライド協議の請求書（様式1）をご提出ください。

なお、請求に際しては、残りの履行期間が基準日から2か月以上あることが必要です（下記【例】参照）。

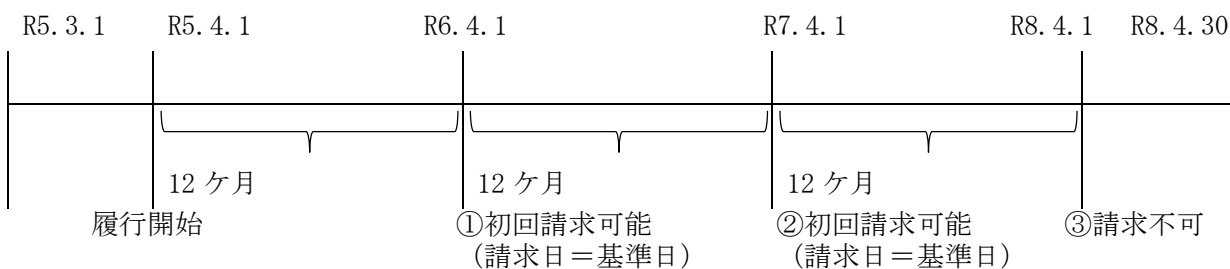
#### 【再掲】請求日及び基準日等の定義

- ・請求日…スライド変更の可能性があるため、市又は受託者がスライド協議を請求した日。
- ・基準日…原則、請求月の1日とする。最低賃金の変動率等を算出する基準となる日。
- ・残りの履行期間…基準日以降の履行期間とする。

【例】契約締結日：令和5年3月1日

履行期間：令和5年4月1日から令和8年4月30日まで（37か月）の場合

- ①初回スライド協議は令和6年4月1日から請求可能で、  
令和6年4月1日が請求日の場合、原則として令和6年4月1日が基準日となる。
- ②2回目のスライド協議は令和7年4月1日から請求可能で、  
令和7年4月1日が請求日の場合、原則として令和7年4月1日が基準日となる。
- ③3回目のスライド協議は、令和8年4月1日以降の残りの履行期間が2か月未満であるため、請求することはできない。



### （3）スライド額の基準日及び協議開始日の設定【市】

市から受託者に対し、スライド額の基準日及びスライド協議開始日について、書面（様式2）により通知します。

#### (4) スライド額の算出【市】

市は、スライド特記仕様書で明示した算出方法にて、スライド額を算出します。

#### (5) スライド額の協議【市及び受託者】

算出したスライド額について、市と受託者で書面（様式3※）により協議を行います。

内容に異議のない場合は、回答期日（スライド協議開始日から14日後（休日を含む。）の日）までに承諾書（様式4）を提出してください。回答期日までに承諾をいただけない場合は、スライド条項第1条第3項ただし書きの規定に基づき、市から受託者に対し、書面（様式5）によりスライド額を通知します。

※スライド額を算出した結果、スライド額が請求者負担分を超えない場合は、「スライド額=0円」として、様式6により協議を行います。この場合、変更契約は行いません。

3年目以降の再スライドについても、上記と同様に取り扱うものとします。
------------------------------------

### 6 契約変更

市と受託者で協議が整い次第、速やかに変更契約を締結します。

契約変更の際、「労働者への適切な賃金水準の確保について」（別紙4）をお渡ししますので、本制度の趣旨をご理解いただき、労働者への賃金水準の引上げ等について適切に対応していただきますようお願いいたします。

### 7 契約保証金、延滞金及び違約金

契約保証金、延滞金及び違約金を算定する場合の基準額は、年額相当の金額とし、本制度の適用により契約金額を変更した場合は、次のとおり取り扱うものとします。

- ・契約保証金については、本制度の適用により契約金額を変更した場合であっても、増加額分を増徴しないものとします。
- ・延滞金及び違約金については、契約金額を基に算出するため、本制度の適用により契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額を基に算出します。

### 8 実施時期

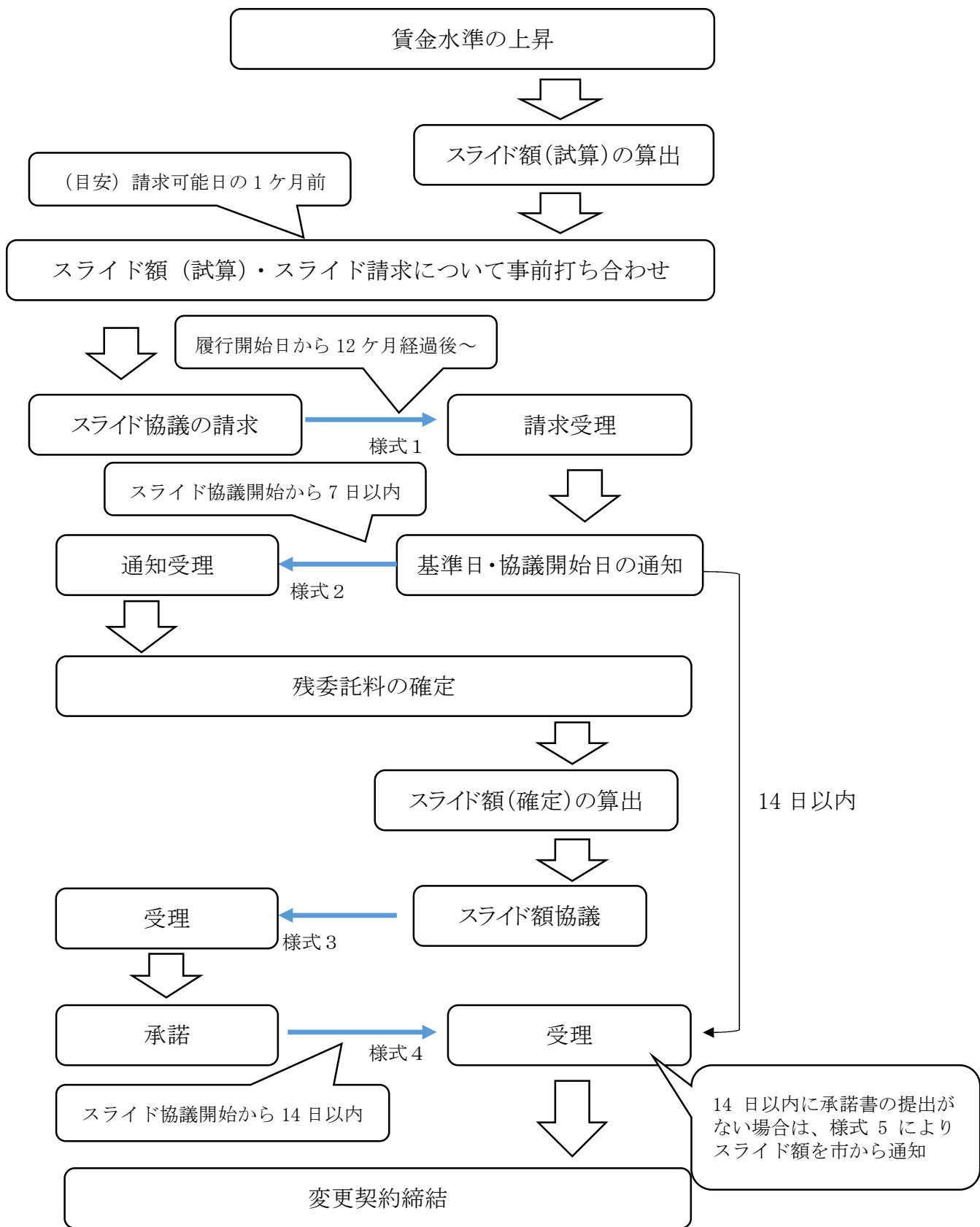
令和7年3月17日以降に入札公告等を行い、令和7年度から履行期間が始まる契約から適用します。なお、対象契約に係る契約変更は、履行開始日から12か月経過後からのため、実際に契約金額が変動するのは令和8年度以降です。

※すでに公告済み、又は契約済みの案件は、本制度の対象とはなりません。

【参考】スライド協議フロー図

受託者

五所川原市（所管課）



## 入札にあたっての注意事項

本件は、「複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）」を適用する契約です。

最低賃金に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。

変更金額の算出方法等は、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

※本制度の詳細については、本市ホームページに掲載の「複数年にわたる業務委託へのスライド条項の適用について」をご覧ください。

契約変更にあたっては、委託者と受託者で変更金額等について協議を行います。協議の請求書は、履行開始日から12ヶ月経過後（2回目以降は前回スライドから12ヶ月経過後）以降に提出してください。

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る  
特約条項第1条第1項に係る特記仕様書

本委託業務は賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項を適用する契約である。

- 1 本委託業務における直接人件費とは、受託者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

なお、本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、業務管理費として計上すること。

- 2 本委託業務における賃金水準は、青森県最低賃金（以下「最低賃金」という。）とする。
- 3 本契約の変更金額は、本契約締結時に受託者から提出された契約金額内訳書により算出する。

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第1条 委託者又は受託者は、履行期間内で履行期間開始の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約金額から当該請求時の出来形部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（直接人件費に相当する額を変動後の賃金を基礎として算出した当該額に置き換えた変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前委託金額の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
- 3 前項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、請求のあった日の属する月の1日を基準とし、賃金水準の変動率等に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行期間開始の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 第3項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

受託者各位

五所川原市

労働者への適切な賃金水準の確保について

五所川原市においては、複数年にわたる業務委託の一部について、最低賃金等に一定以上の上昇がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更できる制度を導入しました。

つきましては、本制度の趣旨をご理解いただき、下記について適切に対応していただきますようお願いいたします。

記

1. 労働者への賃金水準の引き上げ

2. 委託者の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託した場合は、再委託先の事業者において「1」を行うために必要な額による再委託に関する契約の締結並びに労働者への適切な水準の賃金の支払を再委託先の事業者に対し要請する等の特段の配慮

## 契約金額 内訳書

業務名	
-----	--

業者名：\_\_\_\_\_

	項目	金額	内容
1	直接人件費		直接業務に従事する者に係る給与 (法定福利費除く)
2	直接物品費		直接業務に従事する者が業務を行う のに必要な物品を消費することによ って発生する費用
3	業務管理費		業務を実施するうえで、現場業務を 管理運営するために必要な①②以外 の費用 ※1
4	一般管理費等		企業を維持経営していくために必要 な①～③以外の費用で、一般管理費 及び営業利益 ※2
5	合計 (税抜)		
6	消費税相当額		
7	合計 (税込)		

※1 例示として、総合調整費、福利厚生費、通信交通費、安全管理費、技術管理費等の経費

※2 例示として、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、光熱水費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料等の経費

(様式1)

年 月 日

五所川原市長

受託者  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について

標記の件について、次のとおり申し出ます。

委託名	
契約金額 (年額)	円
契約日	年 月 日
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
履行場所	

契約金額の変更	希望する / 希望しない
希望基準日	年 月 日
変更請求概算額 (年額)	円

- ・希望基準日は、原則この請求を提出する日とする。
- ・変更請求概算額については、精査の結果によっては変更となることがある。
- ・契約金額の変更を希望しない場合は、希望基準日及び変更請求概算額の記載は不要。

※月額契約の場合でも、年額を基準とする。ただし、総額契約の場合は、総額で記載する(様式中の「年額」は削除する)。

(様式2)

年 月 日

(受託者) 様

五所川原市長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項に規定する  
基準日及び協議開始の日（通知）

年 月 日付で請求のあった「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1  
条第1項の規定による契約金額の変更について」について、賃金の変動に基づく契約金額の  
変更に係る特約条項第1条第3項の規定により、次のとおり基準日を定めるとともにスライ  
ド額の協議を開始します。

委託名	
基準日	年 月 日
協議開始日	年 月 日

(様式3)

年 月 日

(受託者) 様

五所川原市長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）

年 月 日付で請求のあった「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について」について、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定による変動前残委託代金額、変動後残委託代金額及びスライド額を次のとおりとしたいので協議します。

なお、ご異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

委託名	
変動前残委託代金額 (年額)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変動後残委託代金額 (年額)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額 (年額)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
契約変更予定時期	協議が整い次第、速やかに行う。
回答期日	年 月 日

※月額契約の場合でも、年額を基準とする。ただし、総額契約の場合は、総額で記載する（様式中の「年額」は削除する）。

(様式4)

年 月 日

五所川原市長

受託者  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

承 諾 書

年 月 日付文書「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）」により協議があったスライド額については、次のとおり承諾します。

委託名	
変動前残委託代金額 (年額)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変動後残委託第金額 (年額)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額 (年額)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

※月額契約の場合でも、年額を基準とする。ただし、総額契約の場合は、総額で記載する（様式中の「年額」は削除する）。

(様式5)

年 月 日

(受託者) 様

五所川原市長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額 (通知)

年 月 日付文書「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について(協議)」によりスライド額の協議をしましたが、協議が整わず、年 月 日の回答期日までに承諾をいただけませんでした。

つきましては、スライド賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項の規定により、スライド額を次のとおり定めましたので通知します。

委託名	
スライド額 (年額)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
契約変更予定時期	速やかに行う。

※月額契約の場合でも、年額を基準とする。ただし、総額契約の場合は、総額で記載する(様式中の「年額」は削除する)。

(様式6)

年 月 日

(受託者) 様

五所川原市長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）

年 月 日付で請求のあった「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について」について、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定により、次のとおり協議します。

委託名	
スライド額	0円
理由	スライド額が対象契約金額の100分の1を超えないため。